

事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書

令和 年 月 日	申出者の 住所、氏名
殿	代理人の 住所、氏名 (担当者) (電話番号)
令和 年 月 日付	事前教示回答書（減免税回答用） (登録番号) 事前教示回答書変更通知書（減免税回答用） (登録番号)
に関し、下記のとおり減免税の適用の可否について、意見の申出を行います。	
上記 { 事前教示回答書（減免税回答用） 事前教示回答書変更通知書（減免税回答用） } に係る貨物は、下記の理由により（ ）ではなく、 （ ）と考えます。	
理 由	

事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出に対する回答書

- 上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、
- 当該事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）の変更を別添の変更通知書により行います。
 - 当該事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）を撤回し、別添の事前教示回答書を新たに発出します。
 - 当該事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）の変更及び撤回を行いません。

(理 由)
令和 年 月 日
税関業務部

注 意 事 項

- 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る減免税の適用の可否について照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出は事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）の交付又は送達の日から2か月以内のみ可能です。
- この申出書は、1部提出して下さい。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付して下さい。
- この申出書により、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）を照会貨物の輸入申告等を行う際に添付してください。
- この申出書により事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）が変更され変更通知書の送付若しくは送達を受ける場合又は撤回され新たに事前教示回答書の交付若しくは送達を受ける場合は、当該事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）を返付して下さい。

(規格 A 4)